

理美けんぽ通信

2013
秋号
No.6

《TOPICS》

- ▶▶▶ 10月から新サービスはじまります！
- ▶▶▶ 被扶養者資格調査(検認)にご協力ください！
- ▶▶▶ 平成24年度 決算報告



インフォメーション

- ・新サービスはじまります！
 - ①家庭常備薬等の有償斡旋
 - ②遺伝子検査キットの有償斡旋
- ・メンタルヘルス支援サービス・利用者の声
- ・「特定健診」の受診はお早めに！
- ・理美けんぽからのお願い
 - ▶ ジェネリック医薬品をご活用ください！
 - ▶ 特定保健指導で健康サポート！
 - ▶ 整骨院・接骨院の適正受診にご協力ください！
- ・被扶養者の皆様へ「被扶養者資格調査(検認)」にご協力ください！
- ・平成24年度 決算報告
- ・保健事業・その他ご報告

インフォメーション

新サービスはじまります！

理美けんぽでは、この10月より次の2つのサービスを追加し、疾病予防ツールとしてご提供させていただきます。

①家庭常備薬等の有償斡旋

理美けんぽ特別価格による家庭用常備薬等の斡旋を実施いたします。

これは医薬品等をご家庭・事業所に常備し、病気等の初期症状、応急手当などに備えていただくためのものです。お求めやすい低価格となっておりますので、是非ご利用ください。

斡旋方法	添付いたしました商品一覧から希望する商品を選び、専用申込書をご記入のうえ、同封の封筒にてお申込みください。 ※商品は代金引換えとなります。
斡旋時期	平成25年10月～12月初旬

②遺伝子検査キットの有償斡旋

理美けんぽ特別価格による遺伝子検査キットの斡旋を実施いたします。

簡単な遺伝子検査により、自身の生まれ持った体質を知り、内臓脂肪蓄積、糖尿病、高脂血症、高血圧症などの予防につなげることができます。疾病予防・健康維持の一助として是非ご利用ください。

斡旋方法	添付いたしましたご案内から希望する商品を選び、専用の注文書にてFAXでお申込みください。 ※代金は振込用紙（商品同封）にてお振込みください。
斡旋時期	平成25年10月～12月初旬

今後も加入者皆さまの「心身の健康・保養」という観点から、更なるサービスの拡充に努めてまいりますので、どうぞご期待ください。

メンタルヘルス支援サービス・利用者の声

昨年4月のサービス開始以来、利用件数も増え、そのサービス内容に大変ご好評をいただいている「メンタルヘルス支援サービス」。

今回は、これまでに寄せられた声の一部をご紹介します。実際の当サービスご利用者の声が、皆さまのご参考となれば幸いです。

▶ 人事担当者様の声



- ・自分だけでなく、周囲の社員の様子がいつもと違うときの繋ぎ先として相談窓口があると早い対応ができて安心感がある。
- ・危機的な状況の相談があった時に、スムーズな対応をしてもらえて安心した。
- ・実際に利用して、会社の福利厚生として紹介できる良い制度だと感じた。
- ・社内に相談窓口の周知を浸透させていくことが重要だと感じた。

▶ ご利用者の声



- ・忙しくて病院には行けなかったけど、電話で手軽にカウンセリングが受けられてよかった。
- ・携帯電話でも電話ができてよかった。
- ・通院中だが、医者はなかなか話を聞いてくれず不安に思っていたが、この窓口で話を聞いてもらって、治療を安心して受けられるとホッとした。

▶ メンタルヘルス支援サービスのご案内

▶ 電話相談（無料サービス）

- ・対象者：被保険者（労務管理責任者も含む）、配偶者、被扶養者（18歳以上）
- ・受 付：月曜～金曜： 9：30～21：30
土曜：11：00～19：00
※日曜・祝祭日・年末年始は休業となります。
- ・TEL：0120-783-373（通話料無料・携帯電話可）
- ・その他：受付の際、カウンセラーから、組合名、属性（本人・家族）、年齢および性別の照会がありますのでお申し出ください。電話番号は「非通知」にしないでください。相談時間は概ね30分以内です。（一日あたり1人一回までとなります）

▶ Web 相談（無料サービス）

- ・対象者：被保険者（労務管理責任者も含む）、配偶者、被扶養者（18歳以上）
 - ・受 付：24時間年中無休（回答には3営業日程度かかります）
 - ・URL：<https://www.kokoro-soudan.net/>
※初回アクセスの際は、ログイン画面にて「ribikenpo」と入力の上、新規登録フォームにてユーザー登録を行ってからご利用ください。
- *ご相談には、臨床心理士等の資格を持つ経験豊富なカウンセラーが対応いたします。プライバシーは厳守いたしますので、安心してご相談ください。

◎今回、広報用のチラシをお送りしています。是非ご利用ください。

「特定健診」の受診はお早めに！

特定健診の受診期限は **平成26年3月31日** です。

生活習慣病の早期発見には、自覚症状がなくても定期的に受診することが大切です。対象の方には特定健診の受診カードをお送りしていますので、是非この機会に「特定健診」をご活用ください。（受診費用は**無料**です）

*特定健診とは？

「特定健診」とは、40歳以上74歳以下のご家族（被扶養者）を対象に行う、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防のための健診です。



理美けんぽからのお願い

▶ジェネリック医薬品をご活用ください！

医療機関や調剤薬局でお薬代が高いと感じたことはありませんか。そんなときはジェネリック医薬品（※）へ切り替えられるか薬剤師にご相談ください。ケースによって薬代を大幅に節約できる場合があります。

※ジェネリック医薬品とは、特許の期限が切れた新薬と同じ有効成分で製造された薬です。開発費がかからない分値段を安くできるため、ジェネリック医薬品を使用すれば、ほぼ同じ効き目で薬代を節約できる場合があります。

◎モデルケース：花粉症の場合／代表的な薬を1日1回（3ヶ月）

新薬：4,971円 - ジェネリック医薬品：991円 = **差額3,980円**

（参考資料：日本ジェネリック医薬品学会）

▶特定保健指導で健康サポート！

理美けんぽでは、年々増加している糖尿病や高血圧、高脂血症等の生活習慣病予防の取り組みとして「特定保健指導」を実施しています。

特定保健指導とは、健診結果の数値等が一定のレベルを超える被保険者の方に対して専門家がアドバイスや相談を行う生活習慣改善プログラムです。

該当する方には案内書類をお送りいたしますので、積極的にご利用ください。

▶ 整骨院・接骨院の適正受診にご協力ください！

整骨院・接骨院では、日常生活からくる首や肩のこり・腰痛などには健康保険が使いません。整骨院・接骨院へのかかり方を正しく理解され、適正な受診をされますようご協力をお願いいたします。

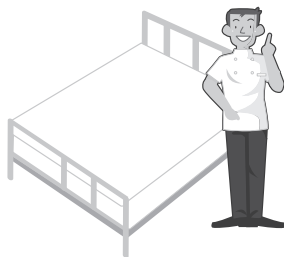
○健康保険が使える場合

急性・外傷性の傷病（業務上・通勤途上の災害を除く）で、整骨院・接骨院等の施術を受けた場合に限り、健康保険の給付が受けられます。

- 骨折・不全骨折・脱きゅう（ただし、応急手当以外は医師の同意が必要です）
- 捻挫・打撲・挫傷（肉離れ等）（病院と重複受診しての使用は不可）

×健康保険が使えない場合

- 日常生活からくる疲れ・肩こり・腰痛等
- 加齢からの痛み（五十肩・腰痛）
- スポーツなどによる肉体疲労・筋肉痛改善のためのマッサージや 温冷あん治療
- 過去の交通事故等による頸部・腰部など疼痛
- 脳疾患後遺症等の慢性病のリハビリやリウマチ・関節炎等の神経性疼痛
- 病院・医院等で医師の治療を受けながら、同一疾病について同時に接骨院・整骨院で治療を受けること
- 医師の同意がない骨折・不全骨折・脱きゅう



被扶養者の皆様へ「被扶養者資格調査（検認）」にご協力ください！

例年実施しています「被扶養者資格調査（以下「検認」といいます）」について、今年度は平成25年1月1日の「被扶養者認定における必要書類の一部変更」に伴い、対象の範囲が次のいずれかに該当する方となります。

対象となる方には大変お手数をおかけしますが、健全な健康保険組合運営のため、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

★対象となる方

①平成19年4月1日～平成24年12月31日の間に認定された方

※被扶養配偶者と被扶養配偶者の子を除く。

②平成24年度の検認で誓約書（次年度扶養基準年収額を超えない旨記載のもの）を提出された方

（主なケース）

●子（学生）が被扶養者で、かつ配偶者が被保険者の被扶養者に認定されていない場合

▶対象の子の確認書類に加え、次の書類が必要となります。

⇒被保険者の配偶者の課税（非課税）証明書

（本来、収入の多い配偶者が子の扶養義務を負うため）

●別居の父母が被扶養者で、かつ他に被保険者の被扶養者に認定されていない兄弟姉妹等がいる場合

▶対象の父母の確認書類に加え、次の書類が必要となります。

⇒該当する兄弟姉妹等の課税（非課税）証明書

（被保険者より扶養能力の高い親族の有無を確認するため）

*詳細につきましては、理美けんぼホームページ・ご通知（事業所経由）にてご案内いたします。

平成24年度 決算報告

平成24年度事業報告および収入支出決算が、第22回組合会において承認されましたので、ご報告いたします。

■収支報告

収入面では、前年度比で被保険者数は減少したものの、被保険者の平均給与が増加したことなどもあり、健康保険料収入は41億1,500万円と前年度微増となり、収入会計は49億8,900万円となりました。

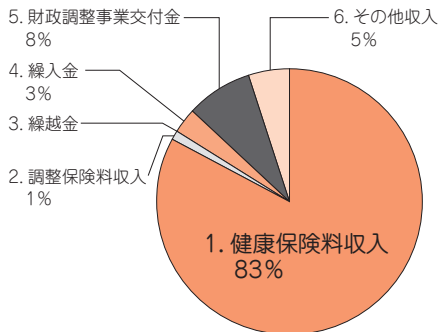
支出面では、「保険給付費」と「納付金」が大半を占めております。「納付金」に関しては24億5,900万円（前年度比1億2,300万円減）と、初めて減少に転じたものの、保険給付費が21億200万円と前年度比で1億2,800万円増となったため、支出会計は47億8,900万円（前年度比3,000万円増）という結果になりました。

一般勘定

○収入

単位：千円

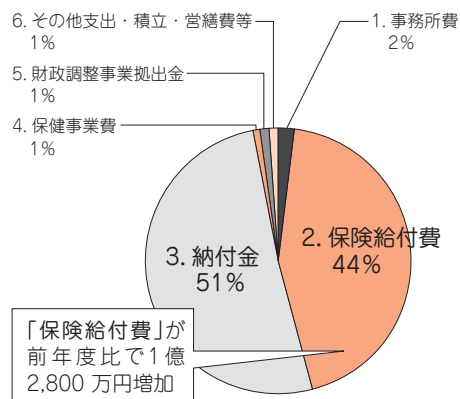
科目	24年度決算額
1. 健康保険料収入	4,115,071
2. 調整保険料収入	48,173
3. 繰越金	1
4. 繰入金	150,000
5. 財政調整事業交付金	403,926
6. その他収入	271,834
収入合計	4,989,005



○支出

単位：千円

科目	24年度決算額
1. 事務所費	95,752
2. 保険給付費	2,102,678
3. 納付金	2,459,592
4. 保健事業費	37,865
5. 財政調整事業拠出金	48,146
6. その他支出・積立・営繕費等	45,090
支出合計	4,789,123



※主な用語の解説※

収入

- ・健康保険料収入
被保険者・事業主の皆様から納めていただいた健康保険の保険料です。
- ・繰入金
収入の不足を補うため、積立金から予算に繰入れるものをいいます。
- ・財政調整事業交付金
健保組合の財政事情を踏まえ、健保組合の連合組織である健康保険組合連合会から交付される交付金をいいます。

支出

- ・保険給付費
加入者（被保険者・被扶養者）皆様の病気、ケガ、出産、死亡などに対する医師の診療（現物給付）や手当金（現金給付）のことをいいます。
- ・納付金
被保険者皆様・事業主から納めていただく保険料のうち、高齢者医療制度等の医療費をまかなうために健康保険組合が負担する拠出金をいいます。
- ・財政調整事業拠出金
健康保険組合連合会が、各健保組合に交付する「財政調整事業交付金」の財源となる費用で、すべての健保組合が負担しています。収入科目の「調整保険料収入」から充てられます。

①被扶養者の資格調査（検認）の実施

理美けんぽでは、保険料負担のないご家族の方（被扶養者）が引き続き扶養の条件（家族関係や収入等）を満たされているかを確認するため、平成24年度も「被扶養者資格調査（検認）」を実施しました。その結果、対象者1,293名のうち約13%（169名）が扶養の要件を満たしていないことが判明しました。

②健康診断の実施

健康診断は、病気を早期発見することにより重症化・長期化を防ぎ、健康の保持増進、医療費の抑制にもつながります。平成24年度は事業所の皆さまのご理解・ご協力もあり、前年比約2,000人増、受診率は64.3%となりました。

◎年度別 受診者数・受診率

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
受診者数	1,888人	3,909人	6,419人	6,570人	8,447人
受診率	20.1%	35.5%	50.7%	49.4%	64.3%



理美けんぽ通信 2013年秋号（2013年10月発行）

編集・発行：全日本理美容健康保険組合

所在地：〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町1-7
イトーピア大伝馬町ビル4F

連絡先：TEL03-6661-6106 FAX03-5652-5757

受付時間：月曜～金曜 9：00～17：30

ホームページ：<http://www.ribi-kenpo.com/>（パソコン・携帯共通）

